

旭川市市民委員会連絡協議会における過年度分の納税について

1 事案の概要

旭川市市民生活部地域活動推進課が事務局を務めている「旭川市市民委員会連絡協議会」において、税務署と協議を行った結果、住民活動保険事業が収益事業に該当すると判断され、法人税の課税対象事業者であると判明しました。

法人税等の国税については、事業にかかる経費が収入を上回るため、課税対象にはならなかったものの、法人道民税及び法人市民税（平成30年度から令和4年度分まで）については令和6年2月22日に納付するとともに、令和6年3月13日に法人市民税の延滞金を、同年4月24日に法人道民税の延滞金を納付したものです。

2 納付税額……………425,100 円

（内訳）

(1) 法人道民税	100,000 円
(2) 法人市民税	300,000 円
(3) 延滞金（道税分）	5,400 円
(4) 延滞金（市税分）	19,700 円

3 再発防止策

税務関係法令の認識不足が原因であり、市民委員会連絡協議会内に周知徹底を図り、適正な事務処理と再発防止に務めることとしております。